

# 平成29年度4月1日(土)より、 『トレーニング室利用者証』発行に伴う 講習会対象者が変わります！

- 現行 . . . トレーニング室利用希望の方全てが対象
- 変更 . . . 下記項目に該当する一般の方（19歳以上の方）は、書面での施設利用の説明（10分程度）で、『トレーニング室利用者証』が発行となります。

- ① トレーニング指導有資格者
- ② 定期的にマシントレーニングを実施している方。又は、最近まで実施していた方。
- ③ スポーツに関する学校に在学、又は卒業してマシンの使用方法、効果などの知識がある方
- ④ スポーツ関係の職場に従事していて、マシンの使用方法、効果に関する知識がある方

※上記項目対象の方は、根白石温水プールの窓口にて、お申し出ください。

「トレーニング室利用者証交付申請書」に記載の上、書面で施設利用説明を受けてから、カードが交付されます。

なお、時間帯によっては、多少お時間を頂戴する場合がありますので、予めご了承ください。

※他施設をご利用の際は、各施設のルール・使用方法等がありますので、他施設利用の際は、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。